

M&P Legal Note 2015 No.3-2

企業不祥事における内部調査の 要諦

2015年7月1日

松田綜合法律事務所
弁護士 高垣 勲

1 内部調査の端緒とは

近年、多くの不祥事事例がニュースを騒がせております。①大阪桐蔭の裏金問題、②群馬大付属医学部での医療過誤問題、③朝日新聞社の記事取消し問題、④ノバルティス ファーマ(株)の利益相反問題など、簡単に検索しただけでも枚挙の暇がありません。

他にも、2015年5月8日には、日本を代表するメーカーの(株)東芝で、決算発表ができないという事態が生じたとのニュースがあり、週明けには株価がストップ安となっております。

このように、企業の不祥事は場合によっては、業績と株価に連動し、取締役・監査役に対する株主代表訴訟へと直結することになります。

このような従業員や経営者による不正や不祥事が発覚したときには、企業としては調査を行い、原因を追及し、かかる不正の芽を摘んだと宣言することが必要となります。

そのために、「調査委員会」を立ち上げることが一般的になってきた印象すらあります。

しかしながら、なんでもかんでも不祥事ならば、調査委員会を作るというのも現実的ではありませんので、どのような場合に、調査委員会を作るのでしょうか？

2 調査委員会を設置する場合とは

どのような案件で調査委員会を作るのか、という点については、結論からいうと、①嫌疑の重大性、②調査結果を誰に対して説明するか、③調査対象人物の立場・役職、④事案の複雑性、という点を総合的に判断し、「会社のガバナンスシステム（統治体制）の不備が疑われている案件」か否かで判断することになります。

たとえば、レジから1000円盗まれたような場合には、人事部や法務部の調査で良いでしょう。

これに対して、経営陣の比較的高位の方が関与している不祥事、たとえば金額の大きな横領行為や利益や経費計上方法などの財務諸表に影響を及ぼす事実の発覚（粉飾決算かどうかは問わない）の場合には、調査結果が起業に重大な結果をもたらしますので、弁護士の関与は必要と思われます。他にも、事案自体が複雑な場合、例えば長期間にわたるハラスメント行為などで、調査対象行為や人物を限定しなければいけない場合などにも、少なくとも弁護士が入り、問題になりそうな言動をピックアップすることが必要でしょう。

このように、その事実を公表した場合に「あの会社は大丈夫か？これは氷山の一角ではないか？」と思われるか、がわかりやすい判断の分かれ目と

なります。

3 内部調査の主体（①内部調査方式）

内部調査を行うことを決定したとしても、内部の調査委員会に外部の専門家を加える形にするのか、外部の専門家だけで構成された第三者委員会を設置するのかについて、判断が必要となります。

このうち、①内部調査方式とは、内部の一定の地位にある役員などの内部者が調査を担当し、そこに外部の専門家がサポートする形式です。この内部調査方式も、代表取締役会長や社長のようなしかなるべきポジションの方が委員長となって「内部調査委員会」を作り、弁護士やその他外部の専門家が委員として参画する場合があります。いずれにせよ、弁護士がどのような肩書きで関与するかは様々ですが、内部調査の場合といえども、弁護士などの外部の専門家が関与することが多いです。

前述した東芝もまずは2015年4月3日に会長を委員長、弁護士・会計士を委員に入れた「特別調査委員会」を設置して、調査をしているようですが、これは「内部調査委員会」に該当します。

4 内部調査の主体（②第三者委員会方式）

これに対して、②第三者委員会方式の調査では、会社の従業員や取締役・監査役等の内部者ではなく、弁護士・会計士などの社外（第三者的立場）の専門家だけで構成される調査委員会を設置して、委員会主導で調査を進める場合をいいます。第三者委員会を構成する委員としては弁護士が最低一名は指名されるのが通常です。弁護士に加えて、会計に関する事案の場合には公認会計士、また医療などの専門的知識が要求される場合には医者など、その分野の専門的知見を有する有識者も就任

することが一般的です。

5 内部調査の主体（使い分け）

では、この内部調査と第三者委員会の二つについてどのように使い分けるかという点、多くの会社では、まず内部調査方式が可能かどうか検討することになりますが、会社の社長ないしハイレベルの地位にある方が調査対象の場合に、部下が上司の調査を行えませんので、第三者委員会が適切です。また、上場企業などで、調査結果の影響が大きい場合にも、調査について手抜き調査などの疑義が生じないように、第三者委員会を設置することが必須といえましょう。もちろん、最初は内部調査方式でも問題ないと思って調査を進めたけれども、影響が大きく、第三者委員会に発展することもあります。

正に、先ほどの東芝の事例がこれにあたり、まず「特別調査委員会」という名称の内部調査委員会を4月に設置しましたが、その調査で発覚した内容が余りに影響が大き過ぎて第三者委員会に移行しておりますが、典型例といえます。

6 内部調査方式・第三者委員会方式のメリット・デメリット

この二つの調査方法については、それぞれメリット・デメリットがありますので、以下のような比較表でまとめてみました。特に注意を要するのは、第三者委員会の人選です。第三者委員会は、会社と利害関係のない部外者を起用することで、調査内容の信頼性を確保することが生命線と言えますので、顧問弁護士は起用できません。今回の東芝の件では、ひ孫会社の顧問弁護士だった方が、顧問契約を解除して第三者委員に就任しておりますが、第三者性については疑義が生じるおそれがあります。

	内部調査方式	第三者委員会方式
会社の実情や業界の商慣習の把握ができているか	○	△
委員会が社内と意思疎通を充分できるか	◎	○
委員会の調査範囲など意思決定が行われやすいか	◎	○
調査に会社の意向の影響を受けるか	○	×
調査範囲などバックグラウンド、人間関係を把握しやすいか	○	△
第三者から中立性について疑問を持たれないか	△	○
委員に顧問弁護士を起用できるか	○	×
委員の候補者を捜す手間はないか	○	△
調査の進め方・結果などについて反発をうけないか。	○	△
委員会の提言など受け入れやすさ	○	△
調査情報は漏洩しやすいか	○	△
高い役職の方への調査で使えるか	×	○
社外の者から調査結果の信頼を得やすいか社会的注目度の高い案件で使えるか	×	○

7 実際の調査の進め方について

調査を始める場合には、①まず多くの場合には内部通報や取引業者からの通報など、端緒となる

事実があるのが通常です。法務や人事部門において、社内で多少なりとも調査（下調査）を進めて判明した事実を見て、「これは大変だ」ということになり調査委員会を発足させることになることが多いです。次に、②下調査の結果判明した事実を整理して、調査対象を絞ります、③調査チームが調査を実施します、④調査結果によっては対象広げ、それを繰り返して事実を解明していきます、⑤レポートを作成して、⑥提言を実践します。

上記のうち、③調査の実施の際に、重要になってくるのが、一番負担が大きいのはヒアリングになります。事案によっては、ヒアリングは数十人を対象に、それぞれ数時間ずつにも及ぶことになります

8 費用感について

調査を行った場合の費用感についてはスコープによって大きく異なりますが、タイムチャージであること、緊急案件性（至急調査結果を発表しなければならないこと）を鑑みて、高額になることが多い印象です。

他にもヒアリングの人数が多い場合には、調査委員の補助者が必要となりますので、費用感として高額になる印象です。例えば、NHKの調査では、弁護士費用が5600万円であったニュースを騒がせたことは記憶に新しいところです。

9 まとめ

以上のように内部調査について検討してまいりましたが、不祥事への対応を誤ると、株価の下落と株主代表訴訟を誘発することになりますので、調査委員のメンバーの人选が非常に重要になります。

実際は、調査委委員会形式や人选から、弁護士が関与し、顧問弁護士を起用できない場合には、

外部の弁護士を招聘することになると思いますので、ビジネスの知識があり、機敏に事案に対処できる規模を持つ法律事務所を、顧問事務所以外にも普段から確保しておくことは重要だと思います。

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

弁護士 高垣勲
takagaki@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所
〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル7階
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依拠し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行われされないようご留意下さい。